

東日本大震災で被災された方への支援制度

3月11日に発生した東日本大震災で被災された多くの方々に、謹んでお見舞いを申し上げます。
この震災では、市内でも多くの家屋が半壊・損壊するなどの被害が発生しました。
市などでは、被災された市民の皆さまの生活・産業基盤の回復に向けてさまざまな支援制度を実施していますのでお知らせします。制度の内容などについては、各担当課へお問い合わせください。

● **り災証明書**

- 各種支援制度をご利用になる場合は、担当課にご相談してから、り災証明を申請してください。
- り災証明の申請には、「被害状況が分かる写真」が必要となりますので、お持ちください。
- り災証明書の発行には時間がかかる場合もありますので、

- 後日郵送します。
- 被害状況が基準に満たない場合、証明書が発行できない場合がありますので、ご了承ください。
- 複数枚必要な場合は、お申し出ください。
- り災証明書の申請・問い合わせ先は、税務課税制係（南別館2階、TEL(23)8785)です。

【支援制度一覧(その1)】

(4月20日現在)

種類または名称	内 容	対象者	必要な書類など	担当課・連作先	
生活一般	災害見舞金	地震により住宅に被害を受けた方に、見舞金が支給されます。 ・全壊(5割以上の損壊) 5万円 ・半壊以上(2割以上5割未満の損壊) 3万円 ・一部損壊(2割未満の損壊) 1万円	市内に住民登録されている方	・り災証明書(半壊以上の場合に必要、写しでも可) ・写真等 ・身分証明書 ・預・貯金通帳 ※写真は、住宅全体の写真と住宅の被害を受けた部分の写が必要	福祉課社会福祉係 TEL(23)8707
	緊急小口資金(特例貸付)	1世帯原則10万円以内(世帯員が4人以上のときは20万円以内) ※保証人は必要なし	今回の震災で被災された方(他県から避難された方は、災害救助法適用地域に住んでいた方)	担当課に相談してください	社会福祉協議会 TEL(23)1130
	住宅手当	生活保護住宅扶助基準額を上限として、家賃額を貸主に直接支払います。(原則6カ月)(収入によっては一部支給となります) 例 大田原市単身:月額32,200円上限	平成19年10月1日以降離職(震災により離職された場合も含む)し、住居を喪失または喪失するおそれがあり、就労意欲がある方で、一定の収入要件などに該当している方	担当課に相談してください	福祉課生活福祉係 TEL(23)8637
	生活保護	住む場所、世帯人数、収入などにより生活保護費が決定されます。(活用できる資産は活用していただくこととなります。)	生活に困窮した方(世帯)で、収入が国で定める最低生活基準を下回る方	担当課に相談してください	福祉課生活福祉係 TEL(23)8637
	がんばろう"とちぎの農業"緊急支援資金	農漁業経営に必要な運転資金を融資します。(施設整備・機械購入等には対象外) ・貸付限度額 500万円 ・貸付期間 3年以内 ・貸付金利 無利子	農漁業生産物が出荷停止や風評被害などにより損失を受けた農漁業者	担当課に相談してください	農政課農産園芸係 TEL(23)8292
	雇用保険	給付額は、離職の日の直前6カ月間に支払われた賃金の合計額を180日で割った額のおよそ4.5割から8割となります。(年齢ごとに給付額の下限と上限を定めています。) 給付日数は、被保険者であった期間(算定基礎期間)・年齢・離職理由により決定されます。	雇用保険に6カ月以上加入しているなどの要件を満たす被保険者で、震災により直接被害を受けた事業所が休止・廃止したために休業または一時的な離職をした方	・休業票または離職票 ・身分証明書 ・印鑑	ハローワーク大田原 大田原公共職業安定所 TEL(22)2268

【支援制度一覧(その2)】

	種類または名称	内 容	対象者	必要な書類など	担当課・連絡先
住宅関係	被災者生活再建支援制度	地震により住宅に著しい被害を受けた世帯に対し、生活を再建するために支援金が給付されます。	住宅が全壊、大規模半壊または半壊以上で家を解体せざるを得ない方	担当課に相談してください	総務課総務防災係 TEL (23)1111
	市営住宅の提供	3カ月間は家賃無料、敷金なしで最大で1年間入居可能。 (ただし、3カ月経過後は、最低家賃を徴収する。) ※部屋の空き状況については申請の際にお問い合わせください。	居住していた住宅が使用不能となった方	<ul style="list-style-type: none"> 申請書誓約書 (建築住宅課窓口備え付け) り災証明書 (写しでも可) 印鑑 	建築住宅課住宅係 TEL (23)8724
減免など	固定資産税の減免	地方税法および大田原市税条例などにより、実態に応じて減免します。	所有する家屋または土地に著しい被害(半壊以上)を受けた方	<ul style="list-style-type: none"> 市税減免申請書 り災証明書 	税務課資産税係 TEL (23)8726
	水道料金の軽減措置	4月指針および5月指針において、前回数量を上回った水道使用者は前回指針数量を、下回った場合は下回った数量を使用水量とします。 また、前回指針がないもの(新規開栓者)については、基本水量を使用水量とします。		担当課に相談してください	水道課管理係 TEL (23)8713
	公共下水道受益者負担金の徴収猶予	受益者負担金の徴収を、1年以内を限度として猶予します。	公共下水道の受益者負担金を納める方の中で、震災・風水害・その他の災害を受けた方	<ul style="list-style-type: none"> 徴収猶予申請書 (下水道課備え付け) り災証明書 (写しでも可) 	下水道課管理係 TEL (23)8712
	保育料の減免	被災前と被災後の階層に係る保育料の額の差額を減免します。また、1年以内の期間に限って徴収を猶予します。	扶養義務者の所有に係る住宅または家財に受けた損害金額が、その住宅または家財の価格の100分の30以上である方	<ul style="list-style-type: none"> 保育料減免・猶予申請書 	こども課保育係 TEL (23)8769
	介護サービス利用者負担額減額または免除	自己負担額(1割)を減額または免除します。	本人または生計主が住宅に著しい損害(半壊以上)を受けた方	担当課に相談してください	高齢いきがい課介護管理係 TEL (23)8678
	介護サービス利用料の支払い猶予または免除	自己負担額(1割)の支払いを5月末まで猶予または免除します。	<ul style="list-style-type: none"> 災害救助法適用地域(大田原市は該当)に住所を有する方 本人または生計主が住宅に著しい損害(半壊以上)を受けた方 (県外からの避難者にも適用) 	担当課に相談してください	高齢いきがい課介護管理係 TEL (23)8678
	介護保険料の災害に係る減免	前年の合計所得金額2区分、損害の程度2区分により減免します。 ※7ページの「国民健康保険税等の減免」をご覧ください。	第1号被保険者またはその属する世帯の主たる生計維持者の所有に係る住宅に受けた損害金額(保険金等により補てんされるべき金額を控除した額)がその住宅の価格の20%以上の方	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険料減免申請書 り災証明書 (写しでも可) 	国保年金課賦課係 TEL (23)8792

【支援制度一覧(その3)】

種類または名称	内 容	対象者	必要な書類など	担当課・連絡先
国民健康保険税の災害に係る減免	前年の合計所得金額3区分、損害の程度2区分により減免します。 ※7ページの「国民健康保険税等の減免」をご覧ください。	納税義務者およびその世帯に属する被保険者の所有に係る住宅または家財に受けた損害金額(保険金等により補てんされるべき金額を控除した額)がその住宅または家財の価格の30%以上であり、前年中の合計所得金額が600万円以下の世帯	・国民健康保険税減免申請書 ・り災証明書 (写しでも可)	国保年金課賦課係 TEL (23)8792
国民健康保険または後期高齢者医療制度加入者の医療費の猶予または免除	被災された人の平成23年5月診療分までの医療費の支払いが猶予または免除されます。被保険者証なしでも受診できます。	住宅に被害(全半壊)を受けたまたは主たる生計維持者が重篤な傷病を負われた方	氏名、生年月日、加入している医療保険、連絡先などを医療機関に申し出て受診できます。	国保年金課国保医療係 TEL (23)8857
減免など 後期高齢者医療保険料の災害に係る減免	前年の合計所得金額3区分、損害の程度2区分により減免します。 (栃木県後期高齢者医療広域連合長が減免を決定します。) ※7ページの「国民健康保険税等の減免」をご覧ください。	被保険者またはその属する世帯の世帯主の前年中の合計所得金額が1,000万円以下であり、住宅、家財等の財産が受けた損害金額(保険金等により補てんされるべき金額を控除した額)が前年中の合計所得金額の30%以上の方	・後期高齢者医療保険料減免申請書 ・り災証明書 (写しでも可)	国保年金課賦課係 TEL (23)8792
介護保険料の災害に係る徴収猶予	納付できないと認められる金額を限度とし1年以内の期限に限りその徴収を猶予します。	第1号被保険者またはその属する世帯の主たる生計維持者の所有に係る住宅、家財等の財産について著しい損害を受けた方	・介護保険料徴収猶予申請書 ・り災証明書 (写しでも可)	収納対策課徴収対策係 TEL (23)8639
後期高齢者医療保険料の災害に係る徴収猶予	納付できないと認められる金額を限度とし6カ月以内の期限に限りその徴収を猶予します。 (栃木県後期高齢者医療広域連合長が徴収猶予を決定します。)	被保険者またはその属する世帯の世帯主の所有に係る住宅、家財等の財産について著しい損害を受け、生活が著しく困難となった方	・後期高齢者医療保険料徴収猶予申請書 ・り災証明書 (写しでも可)	収納対策課徴収対策係 TEL (23)8639
企業支援 中小企業向け資金繰り支援策(セーフティネット保証)(5号)	指定された業種に属し、売上高の減少等について、大田原市長の認定を受けた中小企業が対象です。 保証限度無担保8千万円、最大2億8千万円 一般保証と別枠。災害関係保証と同枠。融資額の全額を保証します。		・認定申請書等	商工観光課商業振興係 TEL (23)8709
県制度融資の融資期間延長	東北地方太平洋沖地震により被災した県制度融資利用企業の返済負担の軽減を図るため、融資期間を延長します。		・り災証明書または営業状況調査等	商工観光課商業振興係 TEL (23)8709

り災証明・被災申出証明

り災証明

自然災害により家屋が破損した場合、その程度を認定基準に基づき判定し、「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」、「一部損壊」のいずれかの認定結果を市が証明するものです。

被害の程度に応じて各種支援制度などをご利用になる際には、多くの場合、この証明書の提出を求められます。このため、市では証明の発行を行うため、被害認定調査を行っています。

申請には「被害状況が分かる写真」が必要となりますので、お持ちください。なお、り災証明書の発行には時間がかかりまので、申請を受けてその場での発行はできません。後日郵送します。

また、被害状況が基準に満たない場合、証明書が発行できない場合がありますので、ご了承ください。

●申請期限

5月31日(火) 午後5時15分まで

※東北地方太平洋沖地震にかかわるり災証明の場合

被災申出証明

「自然災害により家財などに被害があったことを市に申し出たこと」を証明するものです。

家財道具や電化製品などの保険金の請求で必要となります。

申請先・問い合わせ

名称	申請できる方	申請に必要なもの	申請先・問い合わせ
り災証明	<ul style="list-style-type: none"> り災された本人 同居の親族 使用者 	<ul style="list-style-type: none"> り災証明願(窓口備え付け) 被害状況が分かる写真(屋根瓦のずれ、柱・床・天井のゆがみ、外壁・内壁・基礎のひび割れなど) 身分証明書(運転免許証等) 印鑑 	税務課税制係 (南別館2階) TEL (23)8785
被災申出証明	<ul style="list-style-type: none"> 被災された本人 	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑 	総務課総務防災係 (総合文化会館1階) TEL (23)1111

※り災証明については、原則として復旧後の証明はできません。

農産物損害の賠償

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の流出による農産物損害の賠償には「被害の申し出」が必要です。

●対象となる被害内容

・農産物の出荷停止および出荷自粛による場合

・風評被害等により価格が下落した場合
 ※被害額を算定するためには被害を証明する資料が必要になります。

●問い合わせ

J A・酪農協・開拓農協(取りまとめ団体)

農政課農産園芸係

TEL (23) 8292

那須農業振興事務所

TEL (23) 2151

「放射線と人体への影響」講演会

4月16日(土)、国際医療福祉大学大講堂で大田原市と国際医療福祉大学の共催により、「放射線と人体への影響」講演会を開催しました。

東京電力福島第一原子力発電所の事故で放射線への不安が広がっている状況を踏まえ、市民の皆さまに放射線とそのリスクおよび大田原市の現状についての理解を深め、より適切な行動に結び付けていただくことを目的に開催したもので、各分野の専門の先生が講演を行い、集まった約850人の聴衆は熱心に耳を傾けていました。

国際医療福祉大学准教授の山本智朗氏から「大田原市の放射線量について」と題して、放射線の基礎知識、同大学内3カ所での放射線測定結果と県内の他の測定場所(宇都宮市、那須町)との比較などの解説があり、当市においては、事故発生当時から

の積算量で評価しても健康を害する放射線量ではないとの説明がありました。

続いて、同大学クリニック院長の鈴木元氏からは、「放射線の人体への影響について」と題して、放射線被ばく、野菜や水の放射線の人体への影響について講演がありました。年5ミリシーベルトの放射性セシウムに被ばくしたと仮定しても、生涯における癌(がん)リスクは、肥満の200分の1以下のリスクの大きさであることを認知してほしいとの説明がありました。

また、同大学教授の久保敦司氏からは、「放射線被ばく・医療被ばくの視点から」と題して、放射線被ばくの人体への影響について、医療被ばくの視点から講演がありました。放射線を正しく理解すること、放射線の良さも怖さも知ることが大切であり、放射線被ばくを過剰に恐れないようにとの説明がありました。

講演後には参加者からたくさん質問も出て、放射線に対する関心の高さを物語っていました。



久保敦司教授による講演

●問い合わせ

健康政策課健康政策係

TEL (23) 8704